

## 第9回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成29年3月17日（金）14:00～16:00  
場所 鳥取市人権交流プラザ2階 教養室

### 一 次 第 一

#### 1 開 会

#### 2 あいさつ

#### 3 議 事

##### （1）協議事項

- ① 鳥取市自治基本条例の見直しに関する答申書について【資料1】
  - ② 参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書について【資料2】
  - ③ 来年度活動方針、計画等の検討
    - ・平成29年度の活動方針（案）について【資料3-1】
    - ・平成29年度の活動計画（案）について【資料3-2】
- 参考：平成27年度活動実績 【資料3-3】  
平成28年度活動実績見込み 【資料3-4】

##### （2）その他

###### 次回日程

平成29年3月28日（火）午前10時から正午

鳥取市役所本庁舎4階 第4会議室

- ・平成29年度の活動方針（案）について
- ・平成29年度の活動計画（案）について
- ・鳥取市自治基本条例の見直しに関する答申
- ・参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書提出

※午前11時30分より、市長が同席いたします。

#### 4 そ の 他

#### 5 閉 会

資料1

(案)

平成29年3月28日

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市市民自治推進委員会

委員長 福島 猛夫

鳥取市自治基本条例の見直しについて（答申）

平成29年1月17日付け発企協第569号で諮問のあった鳥取市自治基本条例の見直しについて、別紙のとおり答申します。

**別紙**

**鳥取市自治基本条例の  
見直しに係る答申書  
(案)**

**平成29年3月28日**

**鳥取市市民自治推進委員会**

## 1 答申にあたり

「鳥取市自治基本条例（以下「自治基本条例」）」は、市民と市が自治の主体であり、両者のたゆみない努力により自治を維持することを基本理念として明確にするとともに、市民、議会、行政の役割及び責務、参画と協働のまちづくりを推進するための仕組み、市政運営の在り方など、鳥取市のまちづくりの基本ルールを定めており、本市の自治の規範として位置づけられています。

また、第30条において、条例施行日から4年を超えない期間ごとに、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討することが定められており、定期的な条例の検討とその結果による必要な措置について、制度として保障しています。

第1回の諮問は、平成24年9月に行われ、市民自治推進委員会で熱心な協議を行い、住民投票についての考え方の整理や、危機管理条項の追加を提案する答申を行いました。これを受け、鳥取市では平成26年4月に危機管理条項を追加する条例の改正を行われ、現在に至っているところです。

平成29年1月、鳥取市市民自治推進委員会は、市長からの諮問を受け、計4回の委員会で、現在の社会情勢や市民活動の状況を踏まえながら、自治基本条例の条文について検討を行いました。限られた期間での作業となりましたが、各委員が本会で調査、議論してきた内容や、地域生活において現在の本市の状況を鑑み様々な視点から意見を出し合いましたので、その検討内容を総括し、以下の意見を答申します。

## 2 自治基本条例の見直し検討

### 1 検討の方法

条例の検証については、市長からの諮問を受け、本条例が本市のまちづくりの基本ルールとして、その役割を十分果たせているかという視点に立ち、市の各課の条例の運用状況、各条項における社会情勢の変化への適合状況、条例に基づく取り組み状況を検証しながら、新たな条項の追加の必要性等について審議を行いました。

審議にあたっては、条例制定時の委員の思いや、平成24年度に行われた第1回の条例見直し検討時に議論された内容も十分考慮しながら、全ての条項につき検討を行いました。

### 2 検討の結果

条項ごとに検討した結果、自治基本条例は本市に相応しく、社会情勢にも適合しているという意見で一致しました。

また、条例各条項に基づく運用状況については、概ね良好だと判断しましたが、引き続き市政に反映させるよう努力を求める。

本条例を検討するにあたって、議論された主な点は以下のとおりです。

## 第2条（定義）関係

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市 議会及び執行機関をいいます。
- (4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。
- (6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。

### [意見]

「まちづくり」という言葉がよく出てくるが、どのようなことを「まちづくり」としているのか定義がない。そのため市民が「まちづくり」をいう言葉を、それぞれ独自に判断している可能性があり、本条に用語の意義を書き示すことを検討すべきではないかと考える。

## 第7条（市民の権利）関係

(市民の権利)

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

- (1) まちづくりに参画し、協働すること。
- (2) 市が保有する情報を知ること。
- (3) 行政サービスを受けること。

### [意見]

第2条（定義）の中で、市民の定義に「団体」が含まれるとされている。そのことに異論はないが、第7条の「人として尊重され」という文章になると、尊重を団体に修飾する言葉として使うことに違和感がある。

人ということになれば、少なくとも法人は含むと理解してよいと思うが、地域住民による任意の団体等をどう扱うのかが読み込みにくい。法人化されていない町内会などは含まれないと考えるので、この表現については今後の検討課題だと思われる。

## 第8条（市民の責務）関係

### （市民の責務）

第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

- (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。
- (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。

### [意見]

市民の責務として、(1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めることが定められているが、あいまいな表現であり、市民にわかりにくく感じる。もっと具体的に表現することで、市民の責務についての自覚や理解度が増すのではないかと考える。

よって、条文に、「地域住民間及び地域住民と行政間において共に助け合う地域社会を目指すため『自助、共助、公助』を実践すること」等、もう少し踏み込んで記載することを検討してはどうか。

## 第13条（コミュニティ）関係

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

- 2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。
- 3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。
- 4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。
- 5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

### [意見]

条例の制定当初から、コミュニティの範囲は敢えて限定しないとの基本的立場に立つており、第2条第6号で規定する「コミュニティ」の定義でも、「地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織である」とされ、地域コミュニティとテーマコミュニティを区分はされていないことから、第13条第1項から第4項まではこの考え方で問題はないと考える。

第5項については、平成24年の検討において、コミュニティを限定した方が分かりやすいのではないかという答申がなされているが、地区公民館の「社会教育団体の育成」という本来の業務を考えると、地縁によるコミュニティに限定する必要性はないと考える。

現状において、コミュニティの役割や活動状況は、4年前と大きく変化していないが、今後コミュニティの重要性が増してくると予想されるとともに、コミュニティの種類も多様化していることから、今後の社会情勢を十分注視しながら、本条例の記載について

は機会をとらえて検討を図る必要があると考える。

また、地区公民館の役割をきちんと方向付けるなど明確にすべきではないかとの意見があつたが、現在市が新しい方向性を検討しており、今後の検討課題とする。

### 第23条（付属機関等の委員の選任）関係

(付属機関等の委員の選任)

第22条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員(以下「委員」といいます。)を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

#### [意見]

鳥取市は「審議会等の設置・運営等に関する基準」において、女性委員の参画率向上の観点から、「審議会等における女性委員の選任割合が40%を超えるよう留意すること」とされている。

平成28年12月1日時点で、鳥取市審議会の女性割合は28.2%と基準を下回ることから、本条例に位置づけまでは求めないが、女性の登用についてもっと積極的に働きかける必要がある。

### 第25条（意見等への対応）関係

(意見等への対応)

第25条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等(以下「意見等」といいます。)に対して、迅速かつ的確に対応します。

2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。

#### [意見]

第25条には「公平な扱い」についての記載が不足していると感じる。

また、第2項について、事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるのに、「施策等の改善に反映させる」と続くのはくどいように感じる。「施策等の改善に努めます。」とした方がわかりやすく積極性がありふさわしいと考える。

### 第30条（条例の見直し）関係

(条例の見直し)

第30条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。

2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。

3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

#### [意見]

自治基本条例は、本市の自治の基本理念を定めるものであり、首長等の交代や、短期的な社会情勢等の変化に左右されるものではないことから、改定ありきの見直しは不要ではないかという意見があった。また、「4年を超えない範囲ごと」という表現から、3年1カ月は見直しをしなくてもいいというような間違った読み方をされる可能性があり、「隨時行うことは当然のことながら」という文言を入れるべきではないかという意見もあった。

協議の結果、改正の必要があれば隨時見直しをすることは当然であるが、本市の自治の規範となる本条例はいわば憲法のような位置づけであり、安易に改正されないよう、敢えて「隨時」を入れず、改正しづらくしているものと、そのような状況において4年を超えない期間ごとに適合性を検討する規定を設けているのは、条例が形骸化しないためであり、加えて精神的な規定ではなく、具体的に市政で運用していくものであることを明確にするためだという考え方で意見の一一致を見た。

### 3 その他の意見

- 自治基本条例に合致するかどうかはわからないが、鳥取市がもっと楽しく豊かになるためには、人を増やす事ではないかと思う。若者の人口を増やす施策をもっと真剣に考えてほしい。
- 町内会において女性町内会長や役員がほとんどいない状況である。そのような市民意識の中での女性登用は困難であり、町内会においても意識改革が必要であると考えている。
- まちづくり協議会という組織の存在は知られてきているが、「自治会」「まちづくり協議会」「地区公民館」の三者の位置づけが理解されていない。これからまちづくりを進めるために、これらを整理し、それぞれの役割を明確にして市民に理解してもらう必要がある。
- 「協働」について、どこまでが市の範囲で、どこからが市民の範囲なのかについてなど、あやふやな部分がかなりあると思う。条文の中で線引きすることは非常に難しいと思うが、そのあたりを明確にしなければ、役を受けてくれる人もだんだんいなくなると思う。
- 市職員は日ごろから公平な扱いをする意識を持っていただきたい。発言者により対応が異なる場合がある。
- ホームページで情報提供をしているが、検索しても古い情報が先に出てきて、最新情報になかなか行きつけない場合があり、職員のやる気が疑われる。このようなことに気づくことから、職員の意識改革が進むのではないか。

#### **4 最後に**

このたびの諮問に際し、市民自治推進委員会として、本市のまちづくりの根幹をなす参画・協働を念頭に熱心な議論を図ってきました。

鳥取市におかれでは、この答申の内容を十分検討いただき、今後も自治基本条例の理念に基づく行政運営に努めるとともに、本市の自治を担う主体である「市民」と「市」が互いの特性を生かしながら協働してまちづくりを行うことで、市民一人ひとりが大切にされる豊かな地域社会が創造されることを期待しています。

平成28年度  
参画と協働のまちづくりの  
推進に関する意見書  
(案)

平成29年3月

鳥取市市民自治推進委員会

## 鳥取市市民自治推進委員会活動報告書

### 目 次

#### 鳥取市市民自治推進委員会活動報告書

1. 市民自治推進委員会の活動を振り返って
2. 参画と協働のまちづくりフォーラムを開催して
3. 市民まちづくり提案事業の審査を行って
4. 市民活動表彰の審査を行って
5. 先進的活動団体との勉強会について
6. 自治基本条例の見直しについて
7. 協働のまちづくりガイドライン及び地区公民館の活用の基本方針について

#### 参考資料

- 1 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について  
【市民活動促進部門】助成事業実績  
【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績
- 2 鳥取市市民活動表彰制度について
- 3 まちづくり協議会の活動状況について
- 4 平成28年度参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告
- 5 市職員研修について
- 6 鳥取市市民自治推進委員会について  
鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

## 1 市民自治推進委員会の活動を振り返って

○平成28年度は、例年と比較して審議案件が多く感じましたが、各委員の知識や経験を踏まえ、様々な角度からの意見交換、審議が行われました。このことは、当委員会の構成が、学識経験者、民間団体代表者、市民公募からバランス良く選任されているからだと思われます。

行政の審議会や委員会では、専門的な識見が求められる場合が多いのですが、当委員会の場合には、市民目線での意見が反映されるような委員構成が必要と思われます。

こうした観点から、今後とも、市民公募枠は継続してほしいと思います。

○大変貴重な体験をさせていただきました。全ての議題に丁寧に審議できたことに充実感を感じています。ただ、委員の出席が少ないことが多かったと思います。委員になるからには、出席することを最優先に考える人を選任すべきと感じました。

○多様な活動でした。活動を通じ、会議室の中の議論ではなく、もっと現場主義でありたいと思いました。聞くだけではなく、見なくては情報量が少ないのであります。その道のプロではない、一般市民の感覚を大事にしていきたいです。

○自分自身が地区自治会や地区社会福祉協議会にも深く関わっており、自身の地域と照らし合わせながら委員会に出席しました。行政と地域が一緒に活動していくなければ、まちづくりは難しいと感じています。

## 2 参画と協働のまちづくりフォーラムを開催して

これまで毎年開催していた参画と協働のまちづくりフォーラムですが、平成27年度は開催を見送ることとなりました。

1年ぶりに開催した平成28年度のフォーラムでは、まちづくりの一翼を担う町内会の必要性について議論しようと、「町内会って必要な？」をテーマに、パネルディスカッションを行いました。これから「まちづくり」についていろいろな意見を出し合い、共有し、どう行動するかを確認するために、「町内会って必要な？」は良いテーマでした。これは、現在市が作成を進めている「協働のまちづくりガイドライン」及び「地区公民館の活用の基本方針」にもリンクするものです。また、一般的に「フォーラム」は啓発・広報を目的として開催される印象がありますが、今回のフォーラムでは、会場の来場者から様々な意見が出され、自治会の現状や問題点を知る機会を得ました。これにより、市民自治推進委員会の本来の目的である調査機能を果たすことができたと考えます。

来場者からは、町内会の活動内容や必要性についての批判的な声は聞かれませんでしたが、「順番だからと役員を押し付けられて困る」とか、マンション等集合住宅にお住まいの方からは「組合管理費の負担に加えて、町内会費まで負担させられるのは困る」

といった声が上がり、このようなことによって町内会への協力や加入が遠のいている状況がうかがえました。また、フォーラム後に来場者に聞くと、「自治会未加入の問題に対する答えは出なかった。」と不満げに話す人もいました。本年度のテーマは、自治会活動が直面する現実的な課題であり、フォーラムを開催すれば解決策が見つかるというものではありません。同じテーマで繰り返し開催しても、おそらく同じような展開が予想されます。

本フォーラムは世論の醸成をも含んだフォーラムであると考えます。今後も形を変え、いろいろな角度からの意見を聞く場所にしていくことが大切です。また、現状が抱える課題をテーマに、3年に一度開催するトリエンナーレ形式などを検討するのも一案だと思います。また、会場からの質問の中には誰が回答すればよいか迷うものもあり、自治会活動で実体験のあるパネリストに回答が集中する場面がありました。パネルディスカッションに進行の当たり、あらかじめ、行政機関とパネリストとの役割分担を行っておく必要があると思います。

また、素晴らしいフォーラムであったにもかかわらず、入場者が少なかったことについて、勿体ないと感じています。パネルディスカッションでは大学生等のフレッシュな意見が聽かれ、会場からも活発な意見が出るなど、今までにない内容の濃いフォーラムだっただけに、もっと多くの方に参加いただきたかったと考えています。各地区に動員をかけることも検討してはどうかと思います。

### 3 市民まちづくり提案事業の審査を行って

市民まちづくり提案事業には、地域の課題解決やまちの活性化のために市民活動団体が自ら行う事業への助成制度である市民活動促進部門と、市民活動団体と市が協働で行うことでさらに効果が高まる事業への助成制度である協働事業部門があります。

行政提案型事業は、行政上の課題について、市民団体と市が連携して取り組むことにより、活力あるまちづくりを推進しようとする意義高い事業です。申請団体はどこも創意工夫され、地道な活動を続けておられました。特に、櫛谿グランドアパート保存会の事業には、鳥取には歴史と文化に満ちた文化財建造物があることを知りました。もっと一般に公開し、周辺の歴史館や神社を含めた観光にもつなげていければよいのではないかと思いました。

平成28年度は、申請団体の全てが推薦されました。昨年度、本年度ともに申請件数が少ないのが気になるところです。申請書類は、そんなに面倒な項目はなく簡素化されていると思われますし、自治会やまちづくり協議会の活動については、市の財政的な支援措置もあることからみて、もっとNPO法人やボランティア団体等からの申請があってもよいはずです。申請に先立ち、青年商工会議所、商工会議所、観光協会、社会福

祉協議会、JCなど政策課題関連の団体とも連携し、商店街振興組合やボランティア団体等への応募呼びかけ、応募団体の掘り起こしができないものでしょうか。

また、各団体がプレゼンされなくても、市の担当者の説明で内容が理解できるものについては、担当者による説明を検討することも一案かと思います。ただ、書類上だけでは分かりづらいものもあり、その場合は現地に赴き実際に見て、審査の参考にすることも検討してはどうかと考えます。

なお、どの団体も、採用後どのように活動されているのかを知りたいと思います。このような活動は継続しなければ意味がありません。その後の活動状況の把握、活動結果や波及効果などの検討を現地調査も含めて実施し、有効な助成金の使い方を確立していく必要を感じました。

#### 4 市民活動表彰の審査を行って

当委員会では、「小さな活動にも光を」との観点から審査にあたっています。

平成28年度は、応募のあった全ての団体を推薦することができました。選ばれた方々は、皆さんが地元のために地道に、長きにわたって活動されている方が多く、その功績をたたえる選任者であることへの責任を感じました。

審査を振り返ってみると、推薦書の作り方で随分と印象が変わるものです。応募にあたっては、あらかじめ審査項目等を広く周知しておくことが重要と思われます。受賞された方は推薦者に恵まれたわけで、中にはこの制度を知らない地域もあるかと思います。表彰制度を知っている団体に応募が偏らないようにしたいものです。あるいは、知っていても書類作成が煩雑であるなどの様々な理由もあるかもしれません。

まだまだ多くの方々が活動され、鳥取市を盛り上げておられます。多方面の分野から応募していただける、発掘する方策を考える時期にきているのではないかと感じます。

併せて、受賞団体の活動概要等を市広報でも紹介し、市民の参画意識の醸成につなげる必要があります。

#### 5 先進的活動団体との勉強会について

平成28年度に、地域コミュニティの維持・強化施策と、地区公民館と地域コミュニティの関わり、またそれによって進められる協働のまちづくりについて調査研究を行うことを目的に、鳥取市内のまちづくりの先進活動団体として、いなば西郷むらづくり協議会の傘下である、一般社団法人西郷工芸の郷あまんじやく代表理事を講師にお招きし、勉強会を開催しました。非常に素晴らしい活動で、驚きと感動を覚えました。恵まれた環境に加え、三つの有名な窯を生かし、地域の特性を武器に社団法人を設立されたご努力に敬服します。地域の特性を生かしたまちづくりの活動は、大変刺激になりました。

むらづくりを長期的に考えておられ、今後どのように発展していかれるか楽しみです。

また、率先してリーダーになる積極性は、鳥取市民に必要な資質だと思います。鳥取を変えるならば市民が変わらなければ何も変わらないことを勉強しました。地域によきリーダーがいて、その方々を中心に地域にある宝を発展につなげる姿勢から多くを学びました。平成29年4月には新しい西郷地区公民館がオープンするそうですが、せっかくの新設設備を生かした先進的事例になるような活動をされると、他地区への学びや刺激になると思います。

先進地での視察あるいは先進活動団体の勉強会等はとても参考になるので、今後も続けるべきです。

なお、平成28年度は、島根県雲南市への先進地視察を検討していましたが、参加委員数が委員会の開催要件を満たすことができず、実現しませんでした。平成28年度は審議案件も多かったため、これのみに拘ることもできませんでしたが、委員の日程調整がかなわぬ視察が実施できなかつたことは残念です。丸一日拘束されるのは日程調整が難しいと思いますが、実際に足を運び、自分の目で確かめることはよいことだと思います。次期委員会では、ぜひとも実現できるようお願いしたいと思います。

## 6 自治基本条例の見直しについて

鳥取市では、平成20年の自治基本条例制定以降、市民と行政との参画と協働のまちづくりを推進してきました。平成28年度は条例制定後、二度目の見直しの年となり、市長からの諮問を受けて、条例の見直し検討を行いました。

各章の条文ごとに、それぞれの活動、運用状況等も検証しながら審議を重ねました。法令用語の確認や規定の文言を分かりやすくしてはどうかなどの意見もありましたが、規定の趣旨が運用面で誤解を招くほどの恐れはないこと、また、前回の見直し以降、市を取り巻く社会情勢に大きな変化もみられないことなどから、条文の改正、追加及び削除の必要はなく、現行どおりでよいとの総意になりました。条文をあまり細かくすることなく、広く考えられるような表現でよいと思います。

大きな社会情勢の変化がなかったことで「改正の必要なし」となりましたが、大切なのは美しい景観、豊かな恵み、多彩な伝統文化、将来を担う子どもの育成に対して市民自らがしっかりととした信念を持ち、行動する気構えを持つことを常に念頭に置いて生きていいくことだと思います。

見直し検討は、時間をかけ丁寧に行ったと思います。ただし、条例の見直しのように専門性の高い知識が求められる内容の会の時は、それにふさわしい委員が出席可能な日に開催した方がよいと思います。そのような中でも、委員会以外の時間で学識経験者に聞き取りを行い各委員に周知するなど、事務局側の踏み込んだ努力を感じました。

## 7 協働のまちづくりガイドライン及び地区公民館の活用の基本方針について

市の行政需要は、人口減少、高齢化社会等を背景に、子育て施策、健康保険や介護保険などの福祉施策、都市環境の整備や中山間地の活性化施策等、増大の一途をたどります。これら行政施策の効率的な運営を図るために、市民の参画と協働活動は重要度を増していくものと思われます。

アメリカの都市で、人口が増加し移住先として最も希望の多い都市であるポートランドでは、コンピューター部品メーカーのインテル、スポーツ用品メーカーのナイキ、アディダスやコロンビアなどの世界的優良企業の立地に恵まれていることもあります、市政への市民参加が最も積極的であると言われています。加えて、ホームレス支援、街路や公園の清掃、環境保全、イベントスタッフ等ボランティア活動が非常に盛んな都市であると評価されています。鳥取市では、地区公民館単位でまちづくり協議会が設立されているところですが、今後の社会ニーズを踏まえ、自治会や町内会との役割をもう少し整理する必要があります。地域の状況は随分変化しています。地域を支える方々が減少し、ものの考え方方が多様化している中で、地域がその方策を自ら考える時がきていると思います。

また、地区公民館の運用の在り方を考え、地区公民館は一部の人たちのものではなく、地域みんなのものであるという考え方を浸透させることも重要だと思います。地区公民館の位置付けについては、「地域の生涯学習の拠点」から「地域活動、市民活動の拠点」へと転換し、管轄を教育委員会から市長部局へと移行すべきではないか、あるいは、地区公民館を指定管理者制度へ移行することは慎重に十分議論するべきで、特に、生涯学習の場としての機能を低下させないことを重点に検討を重ねるべきだなど、委員の中にも様々な思いがあります。

地区公民館は、地域コミュニティ、また生涯学習の場としてなくてはならないものであり、防災拠点としての重要な機能も果たします。現段階では、厳選された地区公民館長や市の嘱託職員がその責務を果たしていますが、もし指定管理者の運営になった場合、職員の資質低下につながらないかなど、多少の不安が残ります。地区公民館職員は「サービス業」であるという、職員の意識の変換が必要だと思います。

本問題に関しては、慎重かつ時間をかけて検討する必要があると感じます。働きかけは急ではなく、順々にゆっくりと進めてほしいと思います。平成29年度以降、ガイドライン及び基本方針の作成に向けて、市が地域に出向いてワークショップ等を開催していく予定とのことですので、市の方向性に期待していきたいと思います。

なお、ガイドライン及び基本方針作成後も、実態にそぐわない場合は、隨時見直す必要があると思います。

## 参考資料一覧

資料番号	資料のタイトル
参考資料1	市民まちづくり提案事業助成金交付事業について…P 8～P 13 平成27、28年度 【市民活動促進部門】助成事業実績 【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績
参考資料2	鳥取市市民活動表彰制度について…P 14～P 15 平成27年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者 平成28年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者
参考資料3	まちづくり協議会の活動状況について…P 16
参考資料4	参画と協働のまちづくりフォーラムについて…P 17 平成28年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告
参考資料5	市職員研修について…P 18～P 19 「協働のまちづくり」職員研修実績
参考資料6	鳥取市市民自治推進委員会について…P 20～P 21 鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

## 1. 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について

交付目的	第2条 本助成金は、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を実施することにより、市民活動が活性化し、市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的として交付する。 (鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱)
定 義	第3条 この要綱において「市民活動団体」とは、鳥取市市民活動の推進に関する条例(平成15年鳥取市条例第2号)第2条第2号に定める団体をいう。
助成対象事業	第4条 助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、第5条に規定する者が自ら企画、運営し実施する本市のまちづくり活動に関する事業であって、市長が事業の内容、時期、経費等が適当と認めたものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 創造的な市民活動事業 設立後3年未満の市民活動団体が実施する事業</li> <li>(2) 公益的な自主事業 設立後1年以上が経過した市民活動団体が実施する事業</li> <li>(3) 行政提案型事業 市が示す行政課題の解決のため市民活動団体等が企画立案する事業であって、市との協働により行政課題の効果的な解決が期待できるもの</li> <li>(4) 男女共同参画による地域活性化提案型モデル事業 地域の人材育成に関わる事業であって、次のいずれにも当てはまる               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地域における男女共同参画推進リーダーの育成</li> <li>イ 地域における男女共同参画推進リーダーへの支援・協力体制の構築</li> </ul> </li> </ul> 2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業実施にあたり、国又は地方公共団体から、この要綱による助成金以外の助成金の交付を受ける場合は、助成対象事業の対象としないものとする。
助成金交付 対象者	第5条 本助成金の交付対象となる者は、助成対象事業の区分に応じそれぞれ別表で定める者とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付対象となる者としないものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする者</li> <li>(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする者</li> <li>(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする者</li> <li>(4) 助成対象事業を実施する者が、申請年度において、既にこの要綱による本助成金の交付を受けているとき。</li> <li>(5) 前条第1項第1号に該当する事業を実施する市民活動団体が、既に本助成金の交付を受けているとき。</li> <li>(6) 前条第1項第2号又は同項第4号に該当する事業を実施する者が、本助成金の交付を通算して3回受けているとき。</li> </ul> </li> </ul>

助成金の 算定等	【市民活動促進部門】
	・創造的な市民活動事業 設立後3年未満の市民活動団体が実施する事業 補助率 10分の10 限度額 10万円
	・公益的な自主事業 設立後1年以上が経過した市民活動団体が実施する事業 補助率 5分の4 限度額 20万円
【協働事業部門】	
・行政提案型事業 市が示す行政課題の解決のため市民活動団体等が企画立案する事業であって、市との協働により行政課題の効果的な解決が期待できるもの 補助率 10分の10 限度額 40万円	
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

「市民まちづくり提案事業助成金交付要綱」抜粋

### 平成27年度【市民活動促進部門】助成事業実績

(単位:円)

No.	コース	団体名	事業名	事業概要	事業費	交付 確定額
1	創造的 的な 市民 活動 事業	鳥取コミ ュニティ シネマ	映画「ペコロ スの母に会い に行く」上映 会	県内では上映予定のない映画「ペコロス の母に会いに行く」を上映し、都会との上 映本数格差の是正に取り組むとともに、介 護や認知症についての理解を深める。  <u>※見込み数の倍の来場者があり、入場料で 全支出を補うことができた。</u>	186,923	0
2		認知症の 方と家族 を支える オレンジ カフェめ ぐむ	認知症の方と 家族を支える カフェ立上げ 事業	認知症の方と家族、地域住民、専門職な どの誰もが気軽に立ち寄り、お茶などを楽 しみながら相談や介護などの情報交換で きるカフェを開設する。	108,617	100,000
3	公益 的 な 自 主 事 業	鳥取おや こ劇場	おやこで楽し む和太鼓&熊 手おどりワー クショップ	和太鼓奏者による和太鼓演奏の指導と、 熊手おどりの指導を親子で直接受けるこ とのできる体験会を実施することで、子ど もたちの自主性や主体性を伸ばし、また親 子の絆を深める。	480,909	200,000
4		喘息患者 会「いなば 会」	第23回喘息 デー「喘息治 療講演会」	講師を招聘し、県内外のぜんそく患者や 家族、一般市民の参加のもと講演会を実施 する。気管支喘息に対する正しい知識を普 及することで、喘息患者の喘息死を予防 し、生活の質を向上させる。	115,636	75,000

5		鳥取カレーちゃんぽん連盟	「スゴイ！鳥取市のあんかけちゃんぽん」プロジェクト	鳥取市内にある「鳥取カレーちゃんぽん」「あんかけちゃんぽん」の成り立ちやちゃんぽん食文化の魅力を紹介するほか、人気のちゃんぽんや県西部のちゃんぽん、また全国ご当地のちゃんぽん文化も紹介し、「ご当地ちゃんぽん」全体の魅力を楽しめ「食べ歩きガイドブック」として使えるガイドブックの役割も持たせたリーフレットを作成する。	138,000	94,000
6	公的的な自主事業	鳥取式屋台楽宴実行委員会	トットリ式屋台楽宴プロジェクト 秋の用瀬めぐり きむらとしろうじんじん 「野点」 2015in とっとり+いろいろ屋台の宴	「鳥取市内の様々な場所に魅力的な何かを持ち出し、地域を刺激し、新たな出会いとコミュニケーションの深まりを楽しむ！」という精神のもと、さまざまな世代の市民、学生、アーティストが用瀬に集まり、各自が考える「魅力的な何か」を実体化した手作り創作屋台を披露し、訪れた市民との交流、そして用瀬に潜在する魅力の再発見につながるような「屋台イベント」を開催する。	280,478	200,000
7		アモーレ鳥取ボヌッチの会	鳥取とイタリアの音楽交流の軌跡	イタリアの著名なバイオリニストとの鳥取での交流の軌跡をパネル展示とともに、解説付きのフィルムコンサートを行う。イタリアの文化・音楽に触れることで、イタリアとの交流の輪を広げていく。	132,529	99,000
8		鳥取県東部手話サークル連絡協議会	手話漫才ふ～&み～公演会	手話漫才など気軽に楽しめるお笑いを通して、広く市民に手話と触れ合ってもらい、手話の普及と聴覚障がい者理解の促進を目指す。	192,714	114,000

## 平成28年度【市民活動促進部門】助成事業実績

(単位：円)

No.	コース	団体名	事業名	事業概要	事業費	申請金額	交付決定額
1	公益的な 自主事業	円護寺ホタルをまもる会	円護寺ホタルの舞う環境保全再生事業	ホタルの生息地の保全・観察活動をはじめ、地元の小学校の児童による生息環境調査や発表会を催し、幅広い世代に環境への意識を高めてもらう。	103,000	82,000	82,000
2		鳥取県東部手話サークル連絡協議会	手話でつながる公演会	ろう者劇団による手話公演を楽しんで目にすることにより、手話を身近に感じてもらい、手話を学ぶきっかけ作りや聴覚障がい者理解の促進、手話普及へとつなげていく。	276,000	200,000	200,000 (確定額0円) 事業未実施
3		絵本の読み聞かせぞうさんの会	地域で子育て親育て おはなしおばさん藤田浩子さんのおはなし会	「おはなしおばさん」として活動を続けている藤田浩子さんを招いたおはなし会等を通して、多くの人が子育てに関心を持ち、楽しい子育てが出来る地域づくりを目指す。	249,767	192,000	192,000 (確定額 192,000円)
4		鳥取更生保護女性会	薬物乱用防止啓発事業	薬物乱用の問題を多くの方に关心を持ってもらうため紙芝居やDVDを作成し、一度の過ちが一生を駄目にすることを、子ども会や公民館活動で啓発していく。	170,000	136,000	136,000
5		電子紙芝居で語る民話の会	～鳥取の民話を後世に伝えたい～電子紙芝居の製作事業	鳥取に伝わる民話や昔話の電子紙芝居を出前上映し、幅広い世代の方たちに楽しんでもらい、子どもたちの優しい心を育てると共に民話の継承をしていく。	262,968	200,000	200,000 (確定額 200,000円)
6		(特) とうごう未来応援隊	泥田を疾走せよ！第1回東郷田植え祭り！	泥田の中に設置した障害物を乗り越え疾走し、苗植えを行うまでのタイムを競う。自然体験を経験すると同時に東郷地区の魅力に触れてもらい、地域活性化を図る。	140,000	100,000	100,000 (確定額 100,000円)
7		鳥取式屋台楽宴実行委員会	トットリ式屋台楽宴プロジェクト 2016 秋の用瀬めぐり一きむらとしろうじんじん「野点」 2016in用瀬+いろいろ屋台の宴ー	地域内外から集う人々が考える「魅力的な何か」を実体化した創作屋台を披露し、市民との交流や用瀬に潜在する魅力の再発見につながるような「屋台イベント」を開催する。	380,100	90,000	90,000

平成27年度【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績

No.	団体名	事業名	事業概要	事業費	交付確定額
1	リノベーションまちづくりお昼間企画プロジェクト	リノベーションまちづくりお昼間企画	<p>鳥取市主催の「リノベーションスクール」の開催に合わせ、女性や子ども連れが参加しやすいイベントや会場の環境整備を行うことにより、鳥取市の進める「リノベーションまちづくり」への多世代の参加、関心を高める。</p> <p>これまでまちづくりに参画することが難しかった女性や子ども連れ（子育て世代）が関わることで、女性の視点でまちづくりに向けた取り組みのスタートになる。</p> <p>地図や資料を使用したワークショップを行い、中心市街地の再確認と新たな魅力やまちの活用アイデアなどの掘り起こしを促す。まちなかで過ごすことの楽しさ面白さを知ってもらう。</p>	261,302	246,000
2	用瀬町エコツーリズム連絡会	流しひなの里をめぐるエコツーリズムの推進	<p>用瀬町エコツーリズム連絡会が中心となってエコツーリズムの基本理念に沿って地域観光資源の磨き上げをすることにより、一層の地域観光振興がはかれる。</p> <p>組織構成の地域の環境保全活動団体が連携して取り組むことにより、地域住民へのエコツーリズムの理念の浸透と地域の一体的な取り組みにつながり、自然・文化資源の保全と活用が推進できる。</p> <p>地域ガイド活動の中心となる用瀬町エコツーリズム連絡会の構成員が主体的にガイドブック等を作成することでより利活用しやすいものとなる。</p> <p>既存の事業をエコツーリズムの理念で集約するパンフレットの作成などにより地域の魅力をより強力に発信できる。</p> <p>地域の実情に詳しい用瀬町エコツーリズム連絡会の構成員が地域観光資源パトロール活動を実施することで自然・文化資源の保全及び登山道の維持に一層の効果がある。</p>	400,000	400,000

(単位：円)

平成28年度【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績

(単位：円)

No.	団体名	事業名	事業概要	事業費	交付確定額
1	樗谿グランドアパート保存会	市指定文化財 樗谿グランドアパート 公開活用事業	市指定文化財となった樗谿グランドアパートを活用した公開事業等を開催し、建造物の価値を広く市民に情報発信すると共に、文化財建造物の活用のモデルケースを確立する。	500,000	400,000
2	佐治町観光振興検討会	佐治町の観光振興のための調査検討事業	佐治町内の観光関連団体等が連携して佐治町の観光振興を推進するための体制や組織のあり方を検討し、佐治町の活性化や賑わいの復活に繋げていく。	419,000	400,000

## 2. 鳥取市市民活動表彰制度について

目的	第2条 本表彰は、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、もって市民活動をより一層推進することを目的とする。
定義	第3条 この要綱において「市民活動」とは、条例第2条第1号に定める活動をいう。
表彰の対象	第4条 この表彰は市民活動の推進に顕著な功績のあった市民及び市民活動団体、事業者に対して行う。ただし、本市が設ける他の表彰制度に該当するものを除くものとする。
選定	第5条 市長は、被表彰者を決定する際は、鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号。）第29条に定める市民自治推進委員会の意見を聞くものとする。

「鳥取市市民活動表彰要綱」抜粋

### 平成27年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者

被表彰者	活動内容
徳橋 勝治	平成10年より、公園や通学路など地域の公共的な場の美化活動に取り組み、子ども達の登下校時には交通・防犯指導に当たっている。お年寄りや町内への転入者に積極的な声掛けを行い、町内のコミュニティ活動の推進を図っている。
佐治町の文化遺産を大切にする会（熊野会）	平成20年に、20～80代の佐治町在住者20名で発足した。佐治町内の史跡、文化財、隠れた文化遺産等について学習を深めるとともに、清掃活動やボランティアガイド、広報活動を行い、後世に引き継ぐことを目的にその保全に努めている。
星見 邦彦 渡邊 喜代志	平成22年に豊実地区グラウンドを芝生化して以降、グラウンドが保育園児の遊び場や地区住民、外部団体の活動など様々に利用されるなか、良好な芝生を維持し、地区公民館やバス停など地域の公共的な場の美化活動に取り組んでいる。
演出 清美	平成22年に豊実地区グラウンドを芝生化して以降、グラウンドが保育園児の遊び場や地区住民、外部団体の活動など様々に利用されるなか、良好な芝生を維持し、地区公民館やバス停など地域の公共的な場の美化活動に取り組んでいる。
ふしぎなポケット	平成17年に用瀬町在住の保護者7名で発足した。保育園や地区公民館、福祉行事に出向いて、パネルシアター、ブラックシアター、手遊び、手話と歌、影絵などを通じ、子ども達の地域での健やかな成長を支援している。
湖山池応援団	平成15年に山王団地に居住する有志で結成され、「湖山池を自分たちの手で美しく」をテーマに、湖山池沿岸の清掃活動、環境美化活動に取り組んでいる。また、町内会や鳥取大学と連携しビオトープを造成する活動も行った。

平成28年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者

被表彰者	活動内容
山縣 勇太郎	<p>若桜街道商店街の清掃活動を毎朝お一人で実施し、商店街の美化に努めている。</p> <p>遷喬地区まちづくり協議会の「あいさつ運動」にも取り組んでいる。地域の子どもたちのあいさつが良くなつたと声が上がっている。</p>
面影地区安全委員会	<p>小学生の付き添い下校を月1日、地域内パトロールを週3回実施。子どもの健全育成や地域安全安心の取り組みを進めている。</p> <p>保護者から「地域の方の見守りがあり、安心して仕事ができる」と感謝されている。</p>
建部 憲二	<p>朝早くから大和地区内の通学路や主要道路の除雪作業を実施し、小中学生を始め地域住民が安全安心に通学することが出来ている。</p> <p>また区長会やまちづくり協議会と協働で地区の施設や周辺道路などの除草作業を行っている。</p>
うたごえ喫茶	<p>鹿野町の「しかの心」で歌を歌ったりお茶会を設けて高齢者の方々の交流の場を作っている。</p> <p>参加者には一人暮らしの高齢者も多く、外出のきっかけとなり交友関係も深める事ができる「うたごえ喫茶」は認知症カフェ的存在となりつつある。</p>
宝木地区民の健康を考える会	平成6年に子育て家庭への支援と子どもの健全育成を目的に「子育てサポートすくすくクラブ」を設立し、子育て相談や離乳食指導等年齢・発達段階に応じた幅広い支援を継続して実施している。平成22年には一般社団法人を設立し、まちづくりへと活動の幅を広げている。

### 3. まちづくり協議会の活動状況について（平成29年3月末時点）

地区名	1. まちづくり協議会の設置状況等 (鳥取地域)			地域	地区名	2. まちづくり協議会の設置状況等 (新市域)		
	設立済	協議会設立 年月日	計画 作成			設立済	協議会設立 年月日	計画 作成
久松	○	H21. 6. 19	●	国府町	大茅	○	H21. 4. 18	
遷喬	○	H21. 9. 29	●		成器	○	H20. 11. 28	●
城北	○	H21. 1. 23	●		谷	○	H21. 3. 14	●
浜坂	○	H21. 2. 27	●		宮下	○	H20. 12. 18	●
中ノ郷	○	H21. 1. 22	●		あおば	○	H21. 1. 25	●
醇風	○	H21. 3. 27	●	福部	福部	○	H20. 11. 26	●
修立	○	H22. 3. 6	●		河原	○	H21. 11. 16	●
日進	○	H21. 5. 21	●		国英	○	H21. 9. 29	●
富桑	○	H21. 3. 17	●		八上	○	H22. 3. 14	●
明徳	○	H21. 8. 24	●		散岐	○	H21. 3. 25	●
美保	○	H21. 3. 25	●	用瀬町	西郷	○	H21. 12. 6	●
美保南	○	H20. 12. 13	●		用瀬	○	H21. 3. 24	●
稻葉山	○	H21. 11. 17	●		大村	○	H21. 3. 7	●
岩倉	○	H20. 12. 12	●		社	○	H22. 3. 20	●
倉田	○	H21. 1. 19	●	佐治	佐治	○	H21. 2. 8	●
面影	○	H21. 2. 1	●		瑞穂	○	H20. 12. 20	●
津ノ井	○	H21. 2. 20	●		宝木	○	H20. 11. 19	●
若葉台	○	H20. 4. 27	●		逢坂	○	H21. 2. 5	●
米里	○	H21. 2. 22	●		浜村	○	H21. 5. 14	●
神戸	○	H21. 3. 24	●	氣高町	酒津	○	H22. 4. 24	●
大和	○	H20. 11. 29	●		鹿野	○	H21. 3. 1	●
美穂	○	H21. 6. 27	●		勝谷	○	H21. 2. 7	●
東郷	○	H21. 3. 15	●		小鶴河	○	H21. 3. 26	●
大正	○	H21. 5. 9	●	青谷町	日置	○	H20. 11. 25	●
豊実	○	H20. 12. 20	●		日置谷	○	H20. 12. 7	●
明治	○	H21. 1. 24	●		勝部	○	H21. 1. 20	●
松保	○	H21. 5. 14	●		中郷	○	H20. 10. 18	●
湖南	○	H21. 5. 8	●		青谷	○	H20. 12. 25	●
末恒	○	H20. 8. 30	●	計		28		27
湖山	○	H21. 10. 28	●	合計		61		60
湖山西	○	H20. 11. 9	●					
賀露	○	H21. 9. 13	●					
千代水	○	H20. 11. 28	●					
計	33		33					

●支援宣言実施済 60地区

○計画策定報告有 60地区

## 4. 平成28年度参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告

### (1) 目的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図る。

### (2) 実施日時及び会場

平成28年7月31日（日）13:30～16:00

さざんか会館

### (3) 参加人数 100人

### (4) 内容

#### ○13:30 開会

あいさつ フォーラム実行委員長 佐藤 匡

#### ○13:35 パネルディスカッション

「町内会って必要なの！？」

パネリスト  
・下澤 理如 氏  
・三宅 一起 氏  
・山田 晃裕 氏  
・安田 里菜 氏  
・鳥羽 努 氏

コーディネーター ・佐藤匡氏（鳥取大学地域学部准教授）

オブザーバー ・鳥取市長

#### ○15:10 まとめ（鳥取市市民自治推進委員会委員長）

#### ○15:25 － 休憩 －

#### ○15:30 鳥取市消費者団体連絡協議会による消費者寸劇

#### ○15:50 鳥取ふるさとU.I（友愛）会による抽選会

#### ○16:05 閉会

### 《その他》

#### ○パネル展示

平成26年度市民活動表彰被表彰者の活動紹介及び平成25年度市民まちづくり提案事業市民活動促進部門の事業について紹介

#### ○地域の特産物販売

さくら工房、気高町観光センター、すずかけ、八百屋bar ものがたり、（株）ふるさと鹿野、ふくし作業所、味菜会、

#### ○手話通訳を実施

#### ○託児所開設

## 5. 市職員研修について

人材育成基本方針に掲げるめざす職員像「新たな価値を創造する職員」「行政経営感覚をもつ職員」「チャレンジする職員」「市民と協働する職員」「自己を磨く職員」に基づき、協働意識をもって新しい時代の市政運営を推進するため、次のとおり協働のまちづくり研修を実施しました。

### 市民と協働する職員

○市民との対話をとおして住民ニーズを的確にとらえるとともに、業務遂行にあたっては市民へ情報を積極的に提供しながら、パートナーシップによるまちづくりを推進することのできる職員を育成します。

引用：「鳥取市人材育成基本方針」

## 平成27年度「協働のまちづくり」職員研修

### 1 目的

本市では、「市民と行政との協働によるまちづくり」を推進するため、平成20年度の「協働のまちづくり元年」から継続して各種の取り組みを積極的に進めています。

また、「鳥取市協働のまちづくり基本方針」に基づき、本市の協働のまちづくりの取り組み、考え方等について職員研修を実施し、協働意識の醸成を図るとともに、各種施策へ有効に活用させる力を身につけることを目的とします。

### 2 対象者

コミュニティ支援チームで活躍している主任級職員を対象に実施しました。

(平成22年度は全職員、平成23年度は係長級職員、平成24年度は主任級職員、平成25年度は主事級職員、平成26年度は係長職員を対象とした研修を実施しています。)

### 3 内容

協働のまちづくりのさらなる展開に向けて、本研修により地域の活性化、元気な地域づくりを学ぶとともに、市民活動団体の活動を知り、リーダー養成、地域の活性化を意識しながら業務に取り組んでいくことを目指します。

#### 研修1 鳥取市中山間地域人材養成事業「とっとりふるさと元気塾」

全市域対象公開講座（成果報告発表会）：2月11日（木：祝日）

《自由参加》

今年度塾生が取組んだ成果や実績の発表を聞き、地域での新しい活動や新たな特産を生み出そうとしている動きを学ぶことで、今後の支援チーム、また住民の一人として地域活動を行うまでの参考としていただくことを目的とします。

## 研修2 元気な地域をつくるために 一まちづくりと地域の活性化—

：2月16日（火）

鳥取市（担当：地域振興監地域振興課）が事業として行っている『とっとりふるさと元気塾』の受託者である 合同会社 コミュニティデザイン工房 代表 藤原一輝 氏を講師に、市内各地域で取り組まれている団体の活動状況を知り、リーダー育成、地域の活性化のために、行政と市民活動団体等が協働して取り組むまちづくりについて研修を実施しました。

## 6. 鳥取市市民自治推進委員会について

鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

### (1) 委員長・副委員長

委員長 福島 猛夫 副委員長 佐々木 ちゑ子

### (2) 委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験のある者 (2人)	佐藤 匡	鳥取大学地域学部講師
	上田 雅穂	弁護士
民間団体に属する者 (5人)	下澤 理如	鳥取市自治連合会副会長
	福島 猛夫	鳥取県日台親善協会所属
	佐々木ちゑ子	鳥取市連合婦人会会长
	吉岡 淳美	鳥取市若者会議メンバー
	高濱 信浩	「I LOVE あおや37」メンバー
公募による者 (3人)	有田 裕	
	景下 明美	
	平尾 司砂	

### (3) 開催実績

年度	回	開催日	主な協議内容
平成27年度 (全6回)	第1回	平成27年4月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付、委員長の選出、今年度の活動方針及び活動計画</li> <li>・フォーラムのあり方について</li> <li>・市民活動表彰制度について</li> <li>・市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出</li> </ul>
	第2回	平成27年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民まちづくり提案事業協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査</li> <li>・先進的活動団体との勉強会について</li> </ul>
	第3回	平成27年9月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的活動団体との勉強会</li> <li>・参画と協働のまちづくりフォーラムについて</li> </ul>
	第4回	平成27年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動表彰被表彰者の選考審査</li> <li>・協働のまちづくりガイドラインの策定及び地区公民館の活用の基本方針の策定について</li> <li>・先進的活動団体との勉強会（先進地視察）について</li> </ul>
	第5回	平成28年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民自治推進委員会報告書の策定について</li> <li>・協働のまちづくりガイドラインの策定及び地区公民館の活用の基本方針の策定について</li> </ul>
	第6回	平成28年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民自治推進委員会報告書の策定について</li> <li>・来年度活動方針、活動計画の策定</li> <li>・「参画と協働のまちづくりフォーラム」について</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくりガイドラインの策定及び地区公民館の活用の基本方針の策定について</li> </ul>
--	--	--	--

年度	回	開催日	主な協議内容
平成 28 年度 (全 10 回)	第 1 回	平成 28 年 4 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の活動計画</li> <li>・市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について</li> <li>・自治基本条例の見直しについて</li> <li>・「参画と協働のまちづくりフォーラム」について</li> </ul>
	第 2 回	平成 26 年 6 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民まちづくり提案事業協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査</li> </ul>
	第 3 回	平成 26 年 8 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参画と協働のまちづくりフォーラムを振り返って</li> <li>・先進地視察について</li> </ul>
	第 4 回	平成 28 年 10 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動表彰者の選考</li> <li>・先進的活動団体との勉強会（先進地視察）について</li> </ul>
	第 5 回	平成 28 年 12 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的活動団体との勉強会 いなば西郷むらづくり協議会</li> <li>・自治基本条例の見直しについて</li> </ul>
	第 6 回	平成 29 年 1 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例の見直しに関する諮問</li> <li>・自治基本条例の見直し審議</li> </ul>
	第 7 回	平成 29 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例の見直し審議</li> </ul>
	第 8 回	平成 29 年 2 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例の見直し審議</li> <li>・参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書について</li> </ul>
	第 9 回	平成 29 年 3 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例の見直し答申について</li> <li>・参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書について</li> </ul>
	第 10 回	平成 29 年 3 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例の見直し答申</li> <li>・参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書提出</li> <li>・平成 29 年度活動方針及び計画について</li> <li>・「参画と協働のまちづくりフォーラム」について</li> </ul>

## 平成29年度の活動方針（案）について

### 1 活動方針

- ① 自治基本条例の周知及び活用を推進すること
- ② 自治基本条例の適切な運用についての調査・審議に関すること
- ③ その他の参画と協働のまちづくりの推進に関する事項についての調査、審議に関すること
- ④ 「鳥取市市民自治推進委員会活動報告書（仮称）」を策定すること

### 2 想定される調査、審議事項

- ・市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査
- ・市民活動表彰被表彰者の審査
- ・自治基本条例の適切な運用についての調査・審議
- ・先進的活動団体との勉強会について
- ・「参画と協働のまちづくりフォーラム」の開催について
- ・協働のまちづくりガイドライン作成にあたっての検討
- ・地区公民館の活用の基本方針作成にあたっての検討
- ・平成29年度及び任期中の活動の総括
- ・鳥取市市民自治推進委員会活動報告書の策定

## 資料3－2

### 平成29年度の活動計画（案）について

#### 年間のスケジュール

回数	時 期	主な審議事項等
<b>年間を通じて協議が見込まれる事項</b>		
○協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の基本方針の策定について		
1回	4月下旬	○今年度の市民自治推進委員会の活動計画について ○市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について
2回	6月下旬	○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査（申請団体のプレゼンテーション） ○先進的活動団体との勉強会について（検討）
3回	7～8月	○先進的活動団体との勉強会の実施 ○参画と協働のまちづくりフォーラムについて
4回	9～10月	○市民活動表彰被表彰者の審査 ○参画と協働のまちづくりフォーラムについて
5回	1月	○参画と協働のまちづくりフォーラムについて ○委員会活動報告書の策定についての検討
6回	3月	○今年度の活動の総括 ○委員会活動報告書の策定 ○来年度活動方針、計画等の検討 ○参画と協働のまちづくりフォーラムについて

## 資料3-3

### 平成27年度の活動実績

#### 年間のスケジュール

回数	時 期	主な審議事項等
1回	4 / 2 7	○今年度の市民自治推進委員会の活動計画について ○市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について
2回	7 / 1	○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査（申請団体のプレゼンテーション） ○先進的活動団体との勉強会について（検討）
3回	9 / 1 8	○先進的活動団体との勉強会の実施 ○参画と協働のまちづくりフォーラムについて
4回	1 1 / 1 2	○市民活動表彰被表彰者の審査 ○鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の基本方針の策定について ○参画と協働のまちづくりフォーラムについて
5回	2 / 1 9	○委員会活動報告書の策定についての検討 ○鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の基本方針の策定について
6回	3 / 2 8	○今年度の活動の総括 ○委員会活動報告書の策定 ○来年度活動方針、計画等の検討 ○参画と協働のまちづくりフォーラムについて ○鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の基本方針の策定について

## 資料3－4

### 平成28年度の活動実績

#### 年間のスケジュール

回数	時 期	主な審議事項等
<b>年間を通じて協議が見込まれる事項</b>		
○自治基本条例の見直しについての審議 ○鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の基本方針の策定について		
1回	4/28	○今年度の市民自治推進委員会の活動計画について ○市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について ○自治基本条例の見直しについて ○参画と協働のまちづくりフォーラムについて
2回	6/30	○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査（申請団体のプレゼンテーション）
7/31		参画と協働のまちづくりフォーラム
3回	8/30	○参画と協働のまちづくりフォーラムを振り返って ○先進地視察について
4回	10/27	○市民活動表彰被表彰者の審査 ○先進的活動団体との勉強会（先進地視察）について
5回	12/20	○先進的活動団体との勉強会（いなば西郷むらづくり協議会） ○自治基本条例の見直しについて
6回	1/17	○自治基本条例の見直しに関する諮問 ○自治基本条例の見直し審議
7回	1/26	○自治基本条例の見直し審議
8回	2/28	○自治基本条例の見直し審議 ○参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書について
9回	3/17	○自治基本条例の見直し答申について ○参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書について
10回	3/28	○自治基本条例の見直し答申 ○参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書提出 ○平成29年度活動方針及び計画について ○「参画と協働のまちづくりフォーラム」について